

みどりのたより

69号 平成29年7月13日

CONTENTS

I. 行政情報

1. 平成29年度農薬危害防止運動の実施…………… 4
2. 食品中の暫定残留基準の削除…………… 5
3. 国産麦類中のカビ毒の実態調査の結果…………… 7
4. 西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんごの分析部位の変更…………… 9
5. 平成28年度の農薬が原因の可能性がある蜜蜂被害事例報告件数及び
都道府県による被害軽減対策の検証結果…………… 11
6. 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の一部改正…………… 3
7. 土づくり専門家リストの公開…………… 3
8. 平成29年度輸出先国の規制に対するためのサポート体制整備委託事業に
係る専門家の募集…………… 13
9. 平成29年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧…………… 15
10. ジャガイモシロシストセンチュウに係る緊急防除…………… 17

II. 緑の安全管理士会

1. 平成29年度「緑の安全管理士会」役員会開催…………… 19
2. 「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋)…………… 19
3. 事務局からの連絡とお願い…………… 26
4. 資格更新時の「認定証(カード)」返納手続きの廃止…………… 26

III. 緑の安全推進協会

1. 第28回通常総会開催…………… 27
2. 資格認定研修会の受講者募集…………… 27
3. 講師派遣事業…………… 27
4. 農薬電話相談室…………… 28
5. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」…………… 28
6. 「グリーン農薬総覧2017年 総合版」…………… 28
7. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書…………… 29
8. 平成29年度「緑の安全管理士」資格更新研修会(兼支部大会)日程…………… 30

I. 行政情報

ハイライト

1. 平成 29 年度農薬危害防止運動の実施について（平成 29 年 4 月 26 日公表）

農林水産省は、厚生労働省、環境省、都道府県等と共同で、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた農薬の適切な取扱いについて、農薬を使用する機会が増える 6～8 月にかけて実施し、啓発活動に努めている。

【実施事項】

- (1) 啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導
- (4) 農薬の適正販売についての指導
- (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

[農水省 HP: <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/170426.html>]

（本文 4頁へ）

2. 食品中の暫定残留基準の削除について（56 品目）

厚生労働省は、食品安全委員会に対し意見を求めていた事項の回答を、平成 29 年 5 月 17 日開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の報告資料として公開した。

【概要】

- (1) ポジティブリスト制度の円滑な施行を図るため農薬等 758 品目について暫定的に残留基準を定めた。
- (2) 暫定基準については、順次見直しを行っている。
- (3) 制度開始より 11 年近くを経過し、改めて暫定基準を見直したところ、56 品目において国内・外での登録等や国際基準の設定がなく、更に基準値設定の要望等がなく、輸入検査において検出事例が認められていない。

以上を踏まえ、基準値を削除することを検討。

食品安全委員会は、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号に該当すると認め、施策毎に行わなければならない食品健康影響評価の実施を不要とした。

[厚労省 HP: <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000165015.html>(資料 7-1)]

（本文 5頁へ）

3. 「国産麦類中のカビ毒の実態調査」結果について（平成 29 年 6 月 7 日公表）

農林水産省は、平成 14～27 年に生産された小麦及び大麦に含まれるデオキシニバレノール (DON)、ニバレノール(NIV)等のかび毒の実態調査結果を集計、解析し、公表した。

【概要】

- (1) 国産の小麦及び大麦中の DON 及び NIV の含有濃度は、生産年により、麦類赤かび病の発生状況に応じて異なる。
- (2) 小麦及び大麦に由来する食品からの DON 及び NIV の経口摂取量を推定したところ、全年齢集団について、DON、NIV のいずれも、食品安全委員会が設定した耐容一日摂取量等より低い値。
- (3) 未就学児については、体重当たりの推定摂取量が全年齢集団と比較して高いことから、

高濃度で DON、NIV を含む小麦又は大麦を大量に摂取した場合には、耐容一日摂取量に近い値になる。

- (4) 小麦及び大麦の生産段階で、赤かび病を防除する等の DON 及び NIV 汚染の防止及び低減対策が適切に実施されれば、通常の食生活において、食品中の DON 又は NIV の摂取によって健康に悪影響が出る可能性は低い。

[農水省 HP:<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/170607.html>]

(本文 7頁へ)

4. 西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんごの分析部位の変更について

厚生労働省は、平成 29 年 6 月 22 日開催、薬事・食品衛生審議会で資料公開した。

【概要】

- (1) 我国の現行規定は、「花おち、しん及び花梗の基部を除去したもの」。国際標準や諸外国は「花梗を除去したもの」と一致していない。
- (2) 6 農薬で分析部位の違いによる残留濃度の差異を検討したところ、残留濃度間に統計的な有意差は認められなかった、と報告されている。
(矢島智成 他、日本農薬学会誌 39(1)、1-9(2014))
- (3) 現行規定の分析部位を国際標準の分析部位に変更した場合でも両者の残留濃度の間には大きな差異はないと考えられる。

以上を踏まえ、食品、添加物等の規格基準の食品検体に係る表中「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」について、現行の「花おち、しん及び花梗の基部を除去したもの」から「花梗を除去したもの」に変更する。

なお、現在設定されている残留基準値の変更は行わない。

[厚労省 HP:<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000168386.html>(資料 8-1)]

(本文 9頁へ)

5. 平成 28 年度の農薬が原因の可能性がある蜜蜂被害事例報告件数及び都道府県による被害軽減対策の検証結果 (平成 29 年 6 月 23 日公表)

農林水産省は、平成 25 年度から取り組んでいる「蜜蜂の被害事例に関する調査報告と被害軽減対策」について、平成 28 年度における検証結果として公表しました。

【概要】

- (1) 都道府県から農林水産省に報告のあった、農薬が原因の可能性がある蜜蜂被害事例報告件数(平成 28 年 7 月 7 日から平成 29 年 3 月 31 日)は 30 件。
※過去 3 ヶ年は、25 年度(5-12 月)69 件、26 年度(4-3 月)79 件、27 年度(4-10 月)50 件。
7-9 月の間で 8 割前後を発生。
- (2) 全ての都道府県で対策を実施。前年度及び 28 年度とも被害がなく効果を検証できない 2 都道府県を除き、45 都道府県が対策に効果あったと回答。
- (3) 実施した対策のうち、効果があったと考える対策は次のとおり。
 - 1) 被害軽減のための協議会の設置、開催等 11 都道府県
 - 2) 蜜蜂被害に関する知見、被害軽減対策等の通知、講習会での周知、24 都道府県
 - 3) 巣箱の退避、農薬散布時間の変更等の情報の共有(提供) 38 都道府県

[農水省 HP:http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/h28kensuu.html]

(本文 11頁へ)

6. 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針の一部改正について

農林水産省は、無人航空機利用技術指導指針の一部を改正した。

【概要】

- (1) 空中散布等における無人航空機利用技術指導指針(平成 27 年 12 月 3 日)を定め、オペレーターの認定及び登録の業務を農林水産航空協会の役割として規定し、運用してきた。
- (2) 無人航空機の普及に伴い、これらに迅速に対応することが求められる。
- (3) 今後は、一定の要件を満たした団体等を登録認定機関として消費・安全局長が登録する仕組みを新設する。

[農水省 HP:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mujin-44.pdf]

7. 土づくり専門家リストの公開について (平成 29 年 5 月 31 日公表)

農林水産省は、農業者への土づくり技術の普及を目的に、土づくりに関する資格(土壤医、施肥技術マイスター)を有する者を中心とした、「土づくり専門家リスト」を整備し公開しました。

同リストは、「農業競争力強化プログラム」(平成 28 年 11 月 28 日策定)において、技術、人材力等の活用による生産基盤の強化のため、土づくり技術の普及を受けたもの。意欲ある農業者が土壤診断に基づく土づくりの相談等を受けられる環境を整備する。

[農水省 HP:<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/170531.html>]

8. 平成 29 年度輸出先国の規制に対するためのサポート体制整備委託事業に係る専門家の募集について

一般社団法人 全国植物検疫協会会長から、平成 29 年度「輸出先国の規制に対するためのサポート体制整備委託事業」の実施主体として、同委託事業の概要及び専門家募集要領等を添えて事業の実施に不可欠な専門家の募集について、当協会宛に案内がありました。

[緑安協 HP:<http://www.midori-kyokai.com/kanrisi/index.html>]

(本文 13頁へ)

9. 病虫害発生予察情報「特殊報」(平成 29 年 7 月 12 日公表)

[農林水産省:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html]

(本文 15頁へ)

10. ジャガイモシロシストセンチュウに係る緊急防除について

緊急防除の概要として、ジャガイモシロシストセンチュウの解説、発生状況、緊急防除に伴う移動規制、今後の防除方針など病虫害防除に携わる方(緑の安全管理士)には、参考となる情報と考えます。

[「植物防疫所病虫害情報 NO.111号(2017.3.15)より]

:<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pestinfo/attach/pdf/index-13.pdf>

(本文 17頁へ)

1. 平成 29 年度農薬危害防止運動の実施（平成 29 年 4 月 26 日公表）

農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/170426.html>

.....

[別紙]

農薬危害防止運動実施要綱

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)及び毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として散見される状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地(市民農園や家庭菜園を含む。)及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も散見され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適切な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

原則として、平成 29 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの 3 か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

……[以下、略]

2. 食品中の暫定残留基準の削除 (56 品目)

[厚労省 HP : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000165015.html>]

・・ [資料 7 - 1] ・ ・ ・ ・ ・

農薬等 56 品目 (2,2-DPA 等) (案)

今般の残留基準の検討については、ポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値 (いわゆる暫定基準) の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 経緯

我が国では、2006 年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 (以下「農薬等」という。) に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目に国際基準やデータの提供等について協力を申し出た米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド (以下「海外主要国」という。) の基準値などを参考として暫定的に残留基準を定めた。暫定基準については、基準値を参照した海外主要国等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から 11 年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、56 品目において国内の農薬の登録、飼料添加物としての指定又は食用に供される動物 (食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物を含む) を対象とする動物用医薬品の承認がなく、また、国際基準が設定されていないことが確認された。さらに、これらの当該 56 品目について、海外主要国を含めた 52 ヶ国・地域に対して、我が国の基準値の設定の要望の有無と基準値設定に必要なデータの提供を求めたところ、基準値設定の要望等がなかったこと、過去 5 年間の輸入時検査において当該 56 品目の検出事例は認められていないことも踏まえると、国内において当該 56 品目が残留する食品が流通する可能性は非常に低いことから、基準値を削除することを検討する。

2. 対象品目

[56品目 略]

3. 食品健康影響評価

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた 56 品目に係る食品健康影響評価において、以下のとおり示されている。

別紙に掲載の 56 品目について、食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) に定める食品中の残留基準を削除することは、当該 56 品目が国外において、食用及び飼料の用に供される農作物 (以下「農作物」という。) 並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物 (以下「対象動物」という。) に使用される可能性は低いと考えられ、かつ当該 56 品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳そ

の他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、当該56品目について、国内外において使用や残留が確認された場合及び当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があった場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討されたい。

4. 諸外国における状況国際基準は設定されていない。

海外主要国について調査した結果は、a)基準値が設定されていない、b)分析法の定量下限値を残留基準としている、c)定量下限以外の基準が設定されている、であった。a)～c)の状況については別紙1を参照。

5. 基準案別紙2-1から別紙2-56のとおり、食品中の基準値を設定しないこととする。

当該56品目については、現時点において申請される予定はないこと、現在設定されている基準値は一律基準以上であること、諸外国及び国際機関においてADIが設定できない物質とはされていないことを踏まえ、基準値を削除しても支障はないと判断出来る。

今後は、合成抗菌剤または抗生物質である20品目については「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の36品目については一律基準の0.01 ppmが適用されることになる。

(参考)

これまでの経緯

平成17年11月29日 残留基準告示

平成29年 3月22日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請

平成29年 3月30日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について回答

平成29年 5月 8日 薬事・食品衛生審議会へ諮問

平成29年 5月17日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

3. 「国産麦類中のカビ毒の実態調査」の結果について（平成 29 年 6 月 7 日公表）
[農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/170607.html>]

・・

国産麦類中のかび毒（フザリウム毒素）の実態調査結果

はじめに 日本では、麦類の生育後期に降雨が多く気温が高くなることが多いため、麦類赤かび病が発生しやすく、麦類の品質や収量の低下の一因となる。赤かび病の原因菌である *Fusarium* は、フザリウム毒素といわれるかび毒（デオキシニバレノール（DON）やニバレノール（NIV）等）を産生する。麦類中の DON や NIV の濃度が著しく高い場合、通常の量の食品摂取でも健康被害が生じる可能性がある。国内では、昭和 30 年代に赤かび病の被害を受けた米麦を摂取したことによる集団食中毒が複数報告されている。

現在では、過去と比較して赤かび病の防除技術が進展しており、収穫や乾燥調製の方法も改善されている。その結果、国内における DON、NIV による食中毒発生の報告はない。しかしながら、赤かび病の発生は現在も報告されている。麦類中の DON、NIV を加工や調理の工程で完全に除去することは困難であるため、麦類の生産段階で赤かび病の発生を防止することによって、麦類やその加工品の DON、NIV による汚染をできる限り防止・抑制することが重要である。

農林水産省は、生産の改善を通じて食品の安全性を向上させるため、汚染要因の解明や汚染の防止・抑制技術の開発等を実施し、それらの成果を活用して、平成 20 年 12 月に麦類の生産関係者向けに「麦類の DON・NIV 汚染低減のための指針」（以下「指針」という。）及び「指針活用のための技術情報」（以下「技術情報」という。）を策定・公表した。また、都道府県と協力して、この指針の生産者への普及に努めている。

麦類赤かび病の発生は、生産年ごとに、気象状況等によって大きく影響を受け、それによって麦類中の DON、NIV 等の濃度も影響を受けることが知られているため、麦類中のフザリウム毒素の含有実態調査は継続的に実施する必要がある。農林水産省では、国産の小麦及び大麦の DON、NIV の含有実態調査を、平成 14 年から継続して実施している。また、平成 22 年以降は、含有実態調査に併せ、生産現場における指針に基づく対策の実施状況等についても調査を実施してきた。

今般、「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画」等に基づいて実施した、平成 14 年～平成 27 年の国産の小麦及び大麦中のフザリウム毒素の含有実態調査結果を集計・解析した。

平成 29 年 6 月

農林水産省消費・安全局

目次

第 1 章 国産麦類におけるフザリウム毒素の含有実態とその解析	1
1.1. 国産麦類におけるフザリウム毒素の含有実態	1
1.1.1. 小麦	1
1.1.2. 大麦	5
1.1.3. 小麦及び大麦中の各種フザリウム毒素の含有実態の比較	7
1.2. 麦類中のフザリウム毒素の濃度及び検出率の年次変動	8
1.2.1. 小麦	8
1.2.2. 大麦	12
1.2.3. 麦類中の DON、NIV 及び ZEN の年次変動の要因	16
1.3. 麦類中の DON、NIV のアセチル体の含有実態	21
1.3.1. 小麦	21
1.3.2. 大麦	22
1.3.3. 麦類中の DON、NIV のアセチル体の含有実態と <i>Fusarium</i> の関係	23
1.4. 麦類中の総 DON 濃度と総 NIV 濃度の関係	24
1.4.1. 小麦	25
1.4.2. 大麦	25
1.4.3. 麦類の DON・NIV 汚染と <i>Fusarium</i> の関係	28
第 2 章 麦類の DON、NIV 汚染の防止・抑制対策の実施状況と DON、NIV 濃度の関係	30
2.1. 赤かび病抵抗性による DON、NIV 汚染の防止・抑制	30
2.1.1. 小麦	30
2.1.2. 大麦	31
2.1.3. 赤かび病抵抗性と DON、NIV 濃度の関係	31
2.2. 麦類赤かび病の農薬防除による DON、NIV 産生の防止・抑制	33
2.2.1. 農薬の散布回数	34
2.2.2. 使用された農薬	35
2.2.3. DON、NIV 産生の防止・抑制のための赤かび病防除と麦類中の DON、NIV 濃度	36
2.3. 選別による DON、NIV 濃度の低減	38
2.3.1. 乾燥調製施設における選別方法	38
2.3.2. 主食用表と細表・屑麦の DON、NIV 濃度の比較	38
2.3.3. 選別による DON、NIV 低減効果	41
2.4. かび毒検査による DON、NIV の低減効果の確認	42
第 3 章 麦類由来の遊離型 DON、NIV の推定経口摂取量	43
3.1. 経口摂取量の推定に使用したデータ	43
3.1.1. 麦類中の DON、NIV 濃度	43
3.1.2. 日本人の食品摂取量	43
3.1.3. 食品摂取量の玄麦相当摂取量への換算	44
3.1.4. 食品中の DON、NIV の加工・調理による影響	44
3.2. 経口暴露量の推定手順	45
3.2.1. 経口摂取量の計算方法	45
3.2.2. 小麦及び大麦の DON、NIV 濃度分布のモデル化	45
3.3. DON、NIV の経口摂取量の推定結果	46
3.3.1. DON の推定経口摂取量	46
3.3.2. NIV の推定経口摂取量	47
3.4. 本推定結果を利用する際の留意点（経口摂取量の推定の“不確実性”分析）	47
3.4.1. 麦類中の DON、NIV 濃度データの“不確実性”	47
3.4.2. 食品摂取量データの“不確実性”	48
3.4.3. 統計解析手法の“不確実性”	48
3.5. DON、NIV の経口摂取による健康リスクに関する考察	48
第 4 章 まとめと今後の対応	50
4.1. まとめ	50
4.2. 今後の対応	51
別添 1 平成 14 年～平成 27 年の国産麦類中のフザリウム毒素実態調査結果一覧	
別添 2 平成 24 年～平成 27 年の国産麦類中のフザリウム毒素含有実態調査の方法	
別添 3 麦類加工品から玄麦への換算係数別添 4 略語及び用語解説	

4. 西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんごの分析部位の変更について

[厚労省 HP : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000168386.html>]

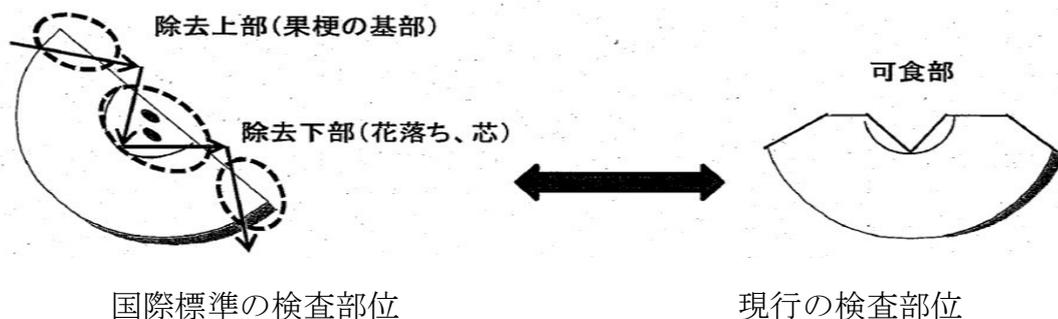
・・・・(資料 8-1)・・・・

西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんごの分析部位の変更について (案)

1. 現状

りんごなどの仁果類の分析部位は、我が国においては、食品、添加物等の規格基準第 1 食品 A の部食品一般の成分規格の 5 (2)、6 (2) 及び 7 (2) 検体の表中「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」において、『花おち、しん及び果梗 (かこう) の基部を除去したもの』とされており、国際標準や諸外国の『果梗を除去したもの』と一致していない。

そのため、国際的な整合を推進する観点から、当該食品の分析部位を国際標準に合わせて変更することを検討した。



2. 検討結果

6 種の農薬 (ボスカリド、フルベンジアミド、フルフェノクスロン、イミダクロプリド、ピラクロストロビン及びシメコナゾール) について、りんご及びなしの「果実全体 (果梗のみ除去、(A))」、「花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの (可食部、(B))」及び「花おち、しん及び果梗の基部 (非可食部、(C))」で分析部位の違いによる残留濃度の差異を検討したところ、非可食部 (C) には可食部 (B) より比較的高濃度で農薬が残留する傾向がみられたが、(A)、(B) 及び (B) + (C) の 3 つの残留濃度間には統計的な有意差は認められなかった (Kruskal-Wallis 検定、有意水準 5%) と報告されている (矢島ら、2014) ¹。

現行規定の分析部位を国際標準の分析部位に変更した場合でも両者の残留濃度の間には大きな差異はないと考えられる。

¹ 国産仁果類における分析部位の取り扱いが農薬残留濃度に与える影響 日本農薬学会誌 39(1), 1-9(2014) https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjpestics/39/1/39_W13-31/_pdf

表 りんご、日本なし及び西洋なしの可食部、非可食部における各農薬の残留濃度

	残留濃度 (mg/kg)				C/B	A/B	A/D	Kruskal-Wallis 検定
	果実実測値 (A)	可食部実測値 (B)	非可食部実測値 (C)	全果実計測値 (D)				
	国際標準	現行	現行で除くこととしている箇所	B+C				
ボスカリド	0.36±0.04 (0.32-0.42)	0.29±0.04 (0.26-0.37)	0.69±0.38 (0.39-1.49)	0.35±0.06 (0.29-0.44)	2.38	1.24	1.03	NS
フルベンジアミド	0.23±0.05 (0.14-0.28)	0.20±0.05 (0.12-0.28)	0.36±0.24 (0.18-0.87)	0.22±0.05 (0.13-0.29)	1.80	1.15	1.05	NS
フルフェノクスロン	0.16±0.07 (0.08-0.26)	0.15±0.06 (0.06-0.23)	0.29±0.19 (0.15-0.66)	0.17±0.07 (0.08-0.27)	1.93	1.07	0.94	NS
イミダクロプリド	0.16±0.11 (0.05-0.34)	0.14±0.10 (0.04-0.28)	0.22±0.11 (0.08-0.39)	0.15±0.10 (0.06-0.31)	1.57	1.14	1.07	NS
ピラクロストロビン	0.16±0.04 (0.12-0.23)	0.14±0.03 (0.10-0.20)	0.29±0.10 (0.20-0.47)	0.17±0.03 (0.13-0.23)	2.07	1.14	0.94	NS
シメコナゾール	0.13±0.06 (0.05-0.20)	0.11±0.06 (0.03-0.19)	0.25±0.09 (0.11-0.38)	0.14±0.06 (0.06-0.20)	2.27	1.18	0.93	NS

試行数は6で実施(6圃場で30個体から得た3組の縮分試料は、1組を果実全体(A)分析用とし、非可食部(C)の試料量が少ないため、残り2組を合わせて部位別分析用とした)

3. 今後の取扱い

食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5(2)、6(2)及び7(2)の表中「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の検体を、現行の「花おち、しん及び果梗の基部を除去したもの」から「果梗を除去したもの」に変更する。

なお、現在設定されている残留基準値の変更は行わない。

本変更は、国際的な整合性からも妥当であり、試料調製が容易になることで、農薬の食品中残留濃度の分析が容易になると考えられる。

現行の規定と国際標準で残留濃度に大きな差はなく、また、非可食部は可食部と比べて農薬等が残留しやすい部分であることから、今回の分析部位の変更により規制が緩くなることはない。

5. 平成 28 年度の農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数及び都道府県による被害軽減対策の検証結果（平成 29 年 6 月 23 日公表）

[農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/h28kensuu.html]

.....

平成 28 年度の農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数及び都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果について

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

○平成 28 年度農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害報告件数（別表 1）

*平成 28 年度に、都道府県から農林水産省に報告のあった、農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害件数は 30 件。^{※1}

○平成 28 年度都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果（別表 2 [略]）

*平成 28 年度においては、全ての都道府県が対策を実施したと回答。

*対策の効果の検証についての都道府県の回答は以下のとおり。

- ・対策の効果があった：45 都道府県
- ・前年度に被害がなく、28 年度も被害がなかったため、
対策の効果が検証できなかった：2 都道府県

*実施した対策のうち、効果があったと考えられると都道府県が回答した対策の内訳は、以下のとおり。^{※2}

- ・被害軽減のための体制の整備（協議会の設置、開催等）：11 都道府県
- ・蜜蜂被害に関する知見、被害軽減対策等の周知
（通知の発出、講習会での周知等）：24 都道府県
- ・情報の共有（提供）に基づく対策の実施（巣箱の退避、巣門の閉鎖、農薬散布時間の変更、
農薬の使用の工夫（粒剤）等）：38 都道府県

*平成 27 年度に被害が報告された 50 件のうち、28 年度に同一の場所で被害が報告されたのは 5 件であった。これらに対しては、農薬散布時期の早朝から夕方への変更、農薬散布時の一時的な退避等の検討がなされた。

※1 平成 28 年 7 月 7 日から平成 29 年 3 月 31 日までの調査期間中に発生した被害であり、「被害の原因は、農薬による可能性が高いと考えられる」及び「被害の原因が、農薬による可能性が高いか否か判断できない」件数を集計

※2 都道府県数は項目間の重複あり

農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数 (別表1)

	25年度	26年度	27年度	28年度※
北海道	35	27	29	13
青森県	4	1	0	0
岩手県	0	1	3	1
宮城県	0	0	0	0
秋田県	0	5	0	3
山形県	0	0	0	0
福島県	1	2	0	4
茨城県	0	1	0	0
栃木県	5	8	0	1
群馬県	0	2	2	1
埼玉県	0	0	0	0
千葉県	3	1	0	0
東京都	0	0	0	0
神奈川県	0	4	0	0
山梨県	0	0	0	0
長野県	0	0	2	0
静岡県	0	0	0	0
新潟県	0	1	0	0
富山県	0	0	0	0
石川県	0	0	0	1
福井県	0	0	0	0
岐阜県	9	4	1	0
愛知県	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0
京都府	1	1	0	0
大阪府	0	0	0	0
兵庫県	0	2	0	0
奈良県	1	0	0	0
和歌山県	0	1	5	0
鳥取県	0	0	0	0
島根県	1	0	0	3
岡山県	1	0	0	0
広島県	2	0	0	0
山口県	0	0	0	0
徳島県	1	0	0	0
香川県	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0
福岡県	3	5	1	1
佐賀県	0	3	2	0
長崎県	0	1	0	0
熊本県	0	3	1	1
大分県	2	4	0	0
宮崎県	0	1	4	1
鹿児島県	0	0	0	0
沖縄県	0	1	0	0
計	69	79	50	30
被害が発生した都道府県数	14	22	10	11

※28年度については、平成28年7月7日から平成29年3月31日までの調査期間中に発生した被害であり、「被害の原因は、農薬による可能性が高いと考えられる」及び「被害の原因が、農薬による可能性が高いか否か判断できない」件数を集計

私たちが農産物の



輸出をサポートします！

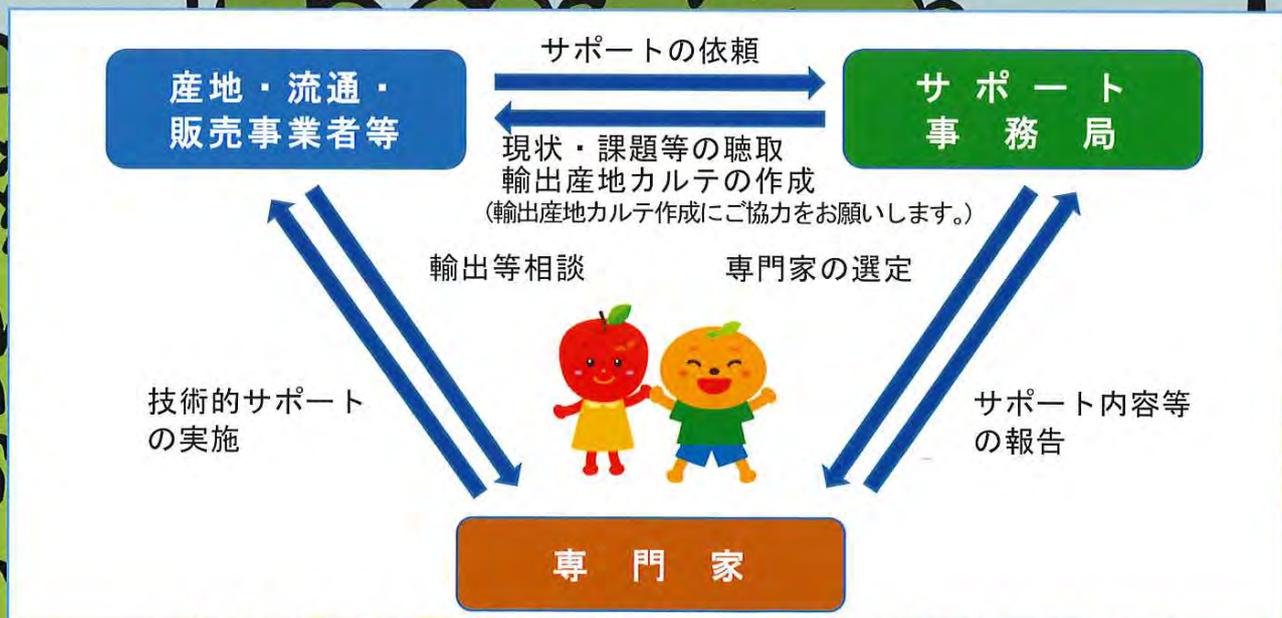
一般社団法人全国植物検疫協会（全植検協）では、農林水産省の委託を受けて輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業を実施しています。

輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などのみなさんの要望に応じて、

- ①植物検疫
- ②病虫害防除・栽培管理
- ③農薬の残留

等の各分野の専門家を派遣します（詳細は裏面）。

また、相談窓口を設置していますので、農産物の輸出を検討され、その手続き等でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。



この事業は、農林水産省からの委託により実施していますので、相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業の概要

- (1) 専門家体制を整備します
輸出に取り組む産地を技術的にサポートするため、サポート事務局（一般社団法人全国植物検疫協会（全植検協））に、①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の残留等の専門家体制を整備しています。
- (2) 相談窓口を設置します
輸出に取り組もうとする産地や流通・販売業者などが電話、ファックス等で問い合わせができるよう相談窓口を設置しています。また、全植検協のホームページ上からも問い合わせが可能です。
- (3) 産地等の現状把握を実施します
産地等から輸出に関する意向、現状、課題等をお伺いし、相談の受付から実際に輸出されるまでの取り組みを「輸出産地カルテ」として記録し、産地等における取り組み状況を適切に把握します。
- (4) 専門家による技術的サポートを実施します
①現地サポート体制の構築
伺った課題に基づき、サポート事務局において、課題等を解決するために適した専門家を選定し、選定した専門家と具体的なサポート方針を検討した上で、現地の関係者を含めた現地サポート体制を構築します。
②技術的サポートの実施
サポート方針に基づき、専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の産地の実態に応じた継続的な技術的サポートを実施します。
- (5) 商社等の貿易業者や通関業者、流通業者等の紹介の実施
輸出に取り組もうとする関係者に対して必要な紹介等によるサポートを実施します。



サポート事業の相談窓口



● 輸出先国の規制に対応するためのサポート事務局

一般社団法人全国植物検疫協会内

TEL 070 (1187) 1520 FAX 03 (5294) 1525

Email support@zenshoku-kyo.or.jp

URL <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3 伊田ビル

● 各地域にも相談窓口を設置しています。（2017年6月現在）

ブロック名	相談窓口		連絡先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内	(釧路市)	070 (1495) 7273
	小樽石狩植物検疫協会内	(小樽市)	070 (1548) 6147
	(一社) 室苦植物検疫協会内	(苫小牧市)	070 (1359) 2925
東北地区	酒田植物検疫協会内	(酒田市)	070 (3176) 8427
関東地区	(一社) 京葉地区植物検疫協会内	(千葉市)	070 (1373) 8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	(高岡市)	070 (1461) 5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内	(名古屋市)	070 (1502) 9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内	(神戸市)	070 (1186) 2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内	(和歌山市)	070 (1403) 9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内	(倉敷市)	070 (1398) 2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内	(福山市)	070 (1499) 7759
	(一社) 広島植物検疫協会内	(広島市)	070 (1434) 4575
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内	(坂出市)	070 (1461) 6169
	(一社) 高知県植物検疫協会内	(高知市)	070 (1410) 6814
九州地区	九州植物検疫協会内	(北九州市)	070 (1452) 6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	(浦添市)	070 (1556) 4312

※ 相談窓口の対応時間は、月曜から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前10時～午後5時までです。各地域の相談窓口で電話が繋がらない場合は、サポート事務局に直接お問い合わせ下さい。

9. 病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

(1)平成 29 年 1 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

*この一覧表は、農林水産省が病害虫発生予報に掲載しているものを転載しています。

都道府県が発表している発生予察情報と作物名・病害虫名の表記が一部異なる場合があります。

【特殊報】

平成 29 年 7 月 11 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
1 月 6 日	福岡県	ヒムロスギ	クロトンアザミウマ
1 月 6 日	福岡県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
1 月 6 日	長野県	アスパラガス	アスパラガス疫病
1 月 16 日	神奈川県	さつまいも	ヨツモンカメノコハムシ
1 月 23 日	神奈川県	ローズマリー	Eupteryx decemnotata Rey
1 月 30 日	宮城県	トマト	トマト退緑萎縮病
1 月 31 日	愛知県	なし	ナシさび色胴枯病
2 月 14 日	京都府	ほうれんそう	ハコベハナバエ
3 月 9 日	宮城県	トマト	トマト退緑斑紋病
3 月 9 日	宮城県	トマト	トマト葉かび病(レース 2.9、4.9)
3 月 23 日	佐賀県	トマト	トマト黄化病
3 月 24 日	北海道	えんどう	エンドウ萎ちょう病
3 月 27 日	群馬県	ねぎ	クロバネキノコバエ科の一種
3 月 30 日	静岡県	わさび	ワサビクダアザミウマ
4 月 12 日	神奈川県	ほうれんそう	ハウレンソウベと病 (レース 8、レース 10)
4 月 14 日	高知県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
4 月 24 日	鳥取県	トマト	トマト葉かび病(レース 2.9)
4 月 26 日	東京都	トマト	トマト黄化病

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
5月1日	大分県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
5月2日	香川県	ラナンキュラス	ラナンキュラス葉化病
5月31日	熊本県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
6月8日	栃木県	りんどう	リンドウえそ斑紋病
6月14日	滋賀県	バラ	バラハオレタマバエ
6月19日	岡山県	とうがらし類	トウガラシ類炭疽病
6月19日	宮崎県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
6月22日	福岡県	いちじく	フタモンマダラメイガ
6月28日	兵庫県	びわ	ビワキジラミ
6月29日	栃木県	もも、すもも	クビアカツヤカミキリ
6月29日	鳥取県	たまねぎ	タマネギ黒腐菌核病
6月30日	神奈川県	かんきつ	カンキツそうか病 (カンキツそうか病菌ナツダイダイ型)
7月5日	福岡県	にがうり	スイカ灰白色斑紋ウイルス(WsMoV)
7月6日	群馬県	さくら、もも、 すもも、うめ	クビアカツヤカミキリ

(2) 病害虫発生予察情報に関するウェブページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html

病害虫発生予報第4号:平成29年7月12日発表

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120104_yoho-34.pdf

[平成29年度発表予定日]

第5号:7月26日(水曜日)

第6号:8月16日(水曜日)

第7号:9月13日(水曜日)

第8号:10月18日(水曜日)

第9号:11月15日(水曜日)

第10号:平成30年2月14日(水曜日)

10. ジャガイモシロシストセンチュウに係る緊急防除について ……次頁

[植物防疫所病害虫情報 NO.111号より]

[:http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pestinfo/attach/pdf/index-13.pdf](http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pestinfo/attach/pdf/index-13.pdf)

注) 植物防疫所病害虫情報は、国内外の病害虫に関する情報や植物検疫の現状などを平易に解説した情報誌です。

〈バックナンバー〉: <http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pestinfo/index.html>

ジャガイモシロシストセンチュウに係る緊急防除について

農林水産省消費・安全局植物防疫課

2015年8月、北海道網走市の一部地域において、ジャガイモ生産に甚大な被害を及ぼすジャガイモシロシストセンチュウ(*Globodera pallida*) (以下、「シロシスト」) の発生がわが国で初めて確認された。農林水産省では、シロシストの根絶と他地域へのまん延防止のため、これまでの調査によりシロシストが確認されたほ場を含む、網走市内の11地区を対象に、2016年10月から緊急防除を開始した。

ここでは、この緊急防除の概要について紹介する。

■シロシストについて

シロシスト(図1)は、南米原産の植物寄生性線虫であり、ヨーロッパ・アメリカ・カナダ・ニュージーランドなど世界約50カ国に分布している。シロシストは、寄主植物であるジャガイモ等のナス科植物の根に寄生し養分を吸収することにより植物体を枯死させ、甚大な被害を与えることもあるため、各地で警戒されている。また、通常のジャガイモ生産においては、1作に1世代の生活環をもつが、寄主植物がないときにはシスト(雌成虫の体が球形になったもの。中に多数の卵を含む)の状態でも10年以上土壌中で生存可能であり、寄主植物が植えられると、根からの分泌物に反応してシストから幼虫がふ化し、生活環を再開する。シロシストの発生が確認された地域では、土壌及び寄主植物などの移動制限や寄主植物の栽培の制限などの対策によってそのまん延を防止している(本誌第94号参照)。

■シロシストの発生状況

2015年8月、北海道網走市の2地区において、シロシストがわが国で初めて確認された。これを踏まえ、当該2地区にあるジャガイモ作付け履歴のある全ほ場で土壌調査を実施した結果、

調査面積の約4割にあたる285haで発生を確認した。シロシストは主に寄主植物や土壌などの移動に伴い分散することから、これら以外の地区にも発生している可能性が考えられた。そのため、発生範囲の特定を目的として、2016年4月下旬から網走市全域において土壌調査(抽出調査)を実施し、市内の87haにおいてシロシストの発生が新たに確認された。また、網走市の周辺7市町でも、同年7月中旬から栽培中のジャガイモを抜き取り、シストの有無を確認する植物検診を実施したが、いずれの市町においても発生は確認されなかった。

以上の調査の結果、シロシストの発生は網走市の86ほ場372haであることが確認された。

■緊急防除の内容

シロシストの根絶と他地域へのまん延を防止するため、「ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令」等を公布の上、2016年10月23日から2020年3月31日までの間、植物防疫法に基づく緊急防除を実施している。緊急防除の内容は、次のとおりである。

1 対象区域(防除区域)の指定

これまでの発生範囲の特定調査の結果に基づき、シロシストが発見されたほ場を含む網走市内の11地区(※)を防除区域に指定(図2)。

※稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里

2 ナス科植物(寄主植物)の栽培の禁止

シロシストは、寄主であるナス科植物が栽培されることにより発生密度が急激に増加するため、シロシストの発生ほ場においてはナス科植物の栽培を禁止(ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣が許可したものや、ハリナスビ(*Solanum sisymbriifolium*)などシロシストの駆除の用に供するものを除く)。

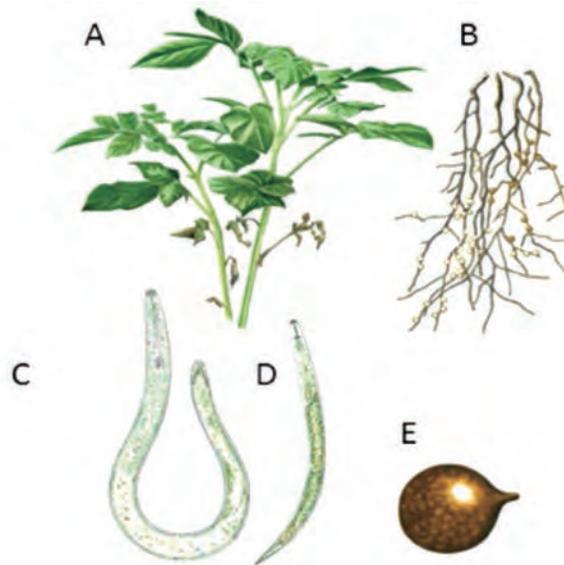


図1 ジャガイモシロシストセンチュウ

- A: ジャガイモ地上部の被害
- B: シストが寄生した根
- C: 雄成虫(約1.2mm)
- D: 2期幼虫(約0.5mm)
- E: シスト(約0.6mm)

II. 緑の安全管理士会

1. 平成29年度「緑の安全管理士会」役員会開催

平成29年6月23日(金)に「緑の安全管理士会」会長の水流昇(九州・沖縄支部長)、副会長の舟山茂(関東・甲信越支部長)以下7役員(下表)と事務局からは緑の安全推進協会から齊藤登会長以下6名が出席しました。



[役員会]

- 議題:①平成28年度の活動報告と収支決算
 ②平成29年度の活動計画と収支予算
 ③支部大会運営等の対応概要(H28)と対応方針(H29)
 ④現状の課題と対応、ほか

[会長:水流昇 副会長:舟山茂]

支部名	支部長	副支部長	副支部長
北海道	弓削 知憲	関 澄之	森 信彦
東北	太田 博	正木 吉範	
関東・甲信越	舟山 茂	真田 正彦	渋谷 浩司
東海・北陸	三嶋 公明	大石 浩	
近畿	紀平 茂男	宮本 淳	森 昌幸
中国・四国	吉岡 忠志	吉澤 昌之	
九州・沖縄	水流 昇	吉見 哲郎	竹井 嘉浩

2. 平成28年度の「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋)

◇ 平成28年度活動報告

(1) 技術研修委員会 (7/29)

緑の安全管理士資定研修の実施方針、研修カリキュラム、講師及びテキスト、試験問題、並びに資格更新研修会、特別研修会の研修テーマについて検討。

(2) 「緑の安全管理士」の資格認定研修会(12/5～7:アーバンネット神田カンファレンス)

受講者の募集は8月末から郵送と当協会HPで案内した結果、受講者は70名。

[<参考>24年:84名、25年:81名、26年:110名、27年:94名]

受講者内訳で造園関係の占める割合が平成25年度33%、同26年度45%、27年度43%と高かった背景には、住宅地等通知の防除作業受委託に係る資格要件によるところと理解される(次表参照)。

所属別受講者(平成25年度～27年度:アンケートより)

項目	件数				%			
	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度
製造・販売	13	13	12	8	16.7%	13.5%	15.8%	12.1%
卸・小売	2	3	9	12	2.6%	3.1%	11.8%	18.2%
防除	11	10	5	11	14.1%	10.4%	6.6%	16.7%
ゴルフ場	9	7	1	7	11.5%	7.3%	1.3%	10.6%
造園	26	43	33	14	33.3%	44.8%	43.4%	21.2%
官公庁	1	1	1	2	1.3%	1.0%	1.3%	3.0%
団体	7	8	6	6	9.0%	8.3%	7.9%	9.1%
農業	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	10	11	9	6	12.8%	11.5%	11.8%	9.1%
計	78	96	76	66				
受講者数	81	110	94	70	注)複数回答有り			

(3) 「緑の安全管理士」認定審査会 (①12/15、②3/9)

「緑地・ゴルフ場分野」の認定研修受講修了者 70 名(前年 94 名)を審査の結果、68 名(同 89 名)を管理士に認定。植物防疫研修会修了者で「農耕地分野」の管理士を申請された第 85 回の 69 名(同 54 名)、第 86 回の 61 名(同 0)、第 87 回の 56 名(同 56 名)について認定。平成 28 年度末での新規は 244 名で計 2,989 名(前年:2,939 名)

(4) 支部大会(資格更新研修会)の開催

開催案内は、平成 28 年 9 月 25 日時点で届出住所が確認できた、次の①～④の管理士 2,947 名(前年:2,949 名)に 10 月 7 日から郵送した。



①更新対象者:566 名

・うち正規更新者 471 名、
出席不足 95 名(1年遅れ)

②更新年度遅者:15 名(27 年度は仮認定証)

[近畿支部・研修会場]

③資格回復者:1 名(レポートの審査に合格した者)

④一般=更新対象外:2,365 名(うち注意喚起対象=出席不足者 211 名)

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/21	関東①	11/28	東海・北陸	11/22	中国・四国	1/19
東北	12/1	関東②	12/12	近畿	1/20	九州・沖縄	1/18

出席者数は 1,196 名(27 年度 1,111 名)、資格更新者は 390 名(同 340 名)、そのほかの参加者は 806 名(同 771 名)。 [受講料:20,200 円(有効期間:5 年)]

平成 28 年度の研修テーマは、

- (1) 農薬を巡る最近の動向について(各地方農政局)
- (2) 農薬に係る環境リスクの評価と管理(環境省)
- (3) 農薬の登録状況を巡る話題(FAMIC)
- (4) 農薬散布に用いる無人航空機(ドローン含)の現状

平成28年度 管理士会支部大会の概要

支部名	支部大会(更新研修)							アンケート	
	更新		一般		合計			回答数	回答率
	該当者	更新者	該当者	出席者	該当者	出席者	参加率		
北海道	54	39	197	73	251	112	45%	94	84%
東北	49	36	306	96	355	132	37%	40	30%
関東①	123	77	476	178	599	255	43%	128	50%
関東②	123	92	482	192	605	284	47%	76	27%
東海・北陸	75	46	329	87	404	133	33%	73	55%
近畿	48	38	212	83	260	121	47%	70	58%
中国・四国	39	24	183	49	222	73	33%	35	48%
九州・沖縄	55	38	180	48	235	86	37%	34	40%
28年度	566	390	2,365	806	2,931	1,196	41%	550	46%
27年度	498	340	2,377	771	2,875	1,111	39%	477	43%

- ・管理士の方々の要望や意見の把握は、会場毎にアンケートを実施。
- ・回答率は28年度46%(27年度43%、26年度:44%)でその向上が課題です。

(5) 特別研修会 (H29/2/16、2/24)

研修内容は「現場で役立つ病虫害の診断と防除」、「農薬の適正使用に関する最新の情報」について、管理士の皆様や防除業に携わる方々の能力や信用度の一層の向上を目的に平成25年度から農薬工業会との共同事業として年2ヶ所で開催。

28年度は、29年2月16日(木)に関東(96名)、2月24日(金)に東北(108名)で開催。

この特別研修会は、緑の安全管理士、農薬工業会会員関係者、一般の方で防除作業に携わっておられる方、行政等関係者を含めて幅広く参加を呼びかけている。

(6) 会報「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信

最近の農薬を巡る動向などについて「みどりのたより」を年3回(No.66、67、68)発行。併せて、当会ホームページにPDF版を掲載。

メールアドレスを登録されている管理士 818 名(27 年:622 名)の方へは、農薬の登録情報・病虫害の発生予察などの情報等を 48 回(同 43 回)提供した。

「緑の安全管理士会」平成 27 年度/28 年度収支

[別表]

◎支部大会等収支決算・予算

	28年度収支決算			29年度収支予算	
	予算額(イ)	決算額	増減	予算額(ロ)	増減(イ-ロ)
◆収入 (1)認定研修会収入	3,690,000	2,795,200	-894,800	3,280,000	-410,000
(2)更新研修会収入	7,676,000	8,004,336	328,336	8,888,000	1,212,000
(3)認定証 交付料	198,000	349,200	151,200	288,000	90,000
(収入合計)	11,564,000	11,148,736	-415,264	12,456,000	892,000
◆支出 (1)組織強化費 (注)	100,000	0	100,000	0	-100,000
(2)事業促進費	300,000	183,600	116,400	200,000	-100,000
(3)管理士会会場費	800,000	792,342	7,658	800,000	0
(4)管理士会旅費	1,100,000	1,083,796	16,204	1,350,000	250,000
(5)管理士会印刷費	1,800,000	1,252,692	547,308	1,300,000	-500,000
(6)管理士会通信費	600,000	456,822	143,178	500,000	-100,000
(7)管理士会謝金	600,000	587,278	12,722	600,000	0
(8)管理士会諸費	300,000	271,879	28,121	300,000	0
(9)会報作成費	1,100,000	1,080,648	19,352	1,200,000	100,000
(10)会報発送費	900,000	742,210	157,790	800,000	-100,000
(11)認定証作成発送	250,000	8,950	241,050	10,000	-240,000
(12)認定研修会場費	600,000	534,600	65,400	600,000	0
(13)認定研修テキスト	533,300	725,760	-192,460	750,000	216,700
(14)認定研修謝金	400,000	377,425	22,575	400,000	0
(15)認定研修通信費	200,000	328,497	-128,497	350,000	150,000
(16)認定研修印刷費	730,000	471,618	258,382	500,000	-230,000
(17)認定研修会諸費	500,000	336,268	163,732	400,000	-100,000
小計 ((1)~(17))	10,713,300	9,234,385	1,478,915	10,060,000	-653,300
【管理士会・負担分】					
(1)システム業務委託費	758,400	1,064,180	-305,780	1,064,180	305,780
(2)事務所賃借料等	2,400,000	2,311,662	88,338	2,317,800	-82,200
(支出合計)	13,871,700	12,610,227	1,261,473	13,441,980	-429,720
◆差引	-2,307,700	-1,461,491	846,209	-985,980	462,280
◆負担金 [緑安協・本体会計より]		1,461,491		985,980	
(人件費等)	8,017,000	8,165,096	-148,096	9,600,000	1,583,000

◇ 平成 29 年度活動計画

(1) 支部大会(資格更新研修会)の開催日程 (支部別日程表 巻末参照)

研修会の案内は、9月末時点の各届出住所あてへ各管理士の研修履歴に応じて
順次、郵送にてご案内します。[更新者の受講料:20,200円]

・平成29年度「緑の安全管理士会」支部大会の開催計画

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/24	関東①	12/12	東海・北陸	11/27	中国・四国	1/18
東北	12/1	関東②	1/26	近畿	1/19	九州・沖縄	1/17

注) ・会場変更 : 東海支部、九州支部 関東支部② : 平成30年1月26日

平成 29 年度の研修テーマの講演内容

- (1) 農薬を巡る最近の動向について(農水省・各地方農政局)
 - ・規制等の改正は最近改訂された事項を重点に依頼
 - ・住宅地等通知に係る都道府県の農薬管理士指導士の現状
- (2) 農薬に係る環境リスクの評価と管理(環境省)
 - ・水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の仕組みと現場での影響について
 - ・ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針(H29/3/9)、ゴルフ場排水口調査の現状
- (3) 農薬の登録状況を巡る話題(FAMIC)
 - ・魚毒性分類(ABC)に代わるS値評価と注意事項について、廃止の経緯と現状など <具体的な例示で、(旧C類 ⇒ 現S値での表示＝注意事項)>
- (4) 農薬使用時安全の遵守 (日本くん蒸技術協会・マスク研究会)
 - ・・・防護マスク着用の実演を含むとして

(2) アンケートの要望等に対する29年度対応(案) [みどりたより68号加筆 *印]

―目次―

- ① 講演内容の重複(農水省、環境省、FAMIC の説明振り)、事案によっては話が端的でない(回りくどい)
- ② 現場に応じた事例等の紹介を重点に
- ③ 管理士資格のメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町の入札に緑の安全管理士の資格保有を要件に添えるように働きかけべきでは
- ④ 資格更新研修受講料が高すぎるのではないか
- ⑤ 支部大会収支報告の赤字はどのように処理されているのか
- ⑥ 業務等の都合があるので支部での開催回数は関東地区と同様に2回に分けることで参加を容易にできないか
- ⑦ 途中退席者(多く見受けられるとの指摘)の容認は管理士の資格に対する信頼が損なわれるので出席確認は最後とする工夫が必要では
- ⑧ 狭隘な会場の解消、3人掛け机では椅子席に余裕が欲しいや席が狭い等会場案内図が区画整備等によりランドマークが見当たらない
- ⑨ 開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げ要望
- ⑩ 更新時「認定証(カード)」返納は、県等の入札や研修会参加に不便
- ⑪ [役員会での補足(九州・JR博多シティ会議室の車利用者へ)]

① 講演内容の重複(農水省、環境省、FAMICの説明振り)、事案によっては話が端的でない(回りくどい)に関しては *

〈対処〉 行政担当(農水省、環境省)との、テーマ選定時点でポイントとする項目や要点についての事前打ち合わせ(7/03～7/04)を踏まえて、FAMICには依頼(7/10)することで説明内容での重複の解消に努める。

講師には、前段講演者の内容を踏まえての説明振りの工夫(割愛等)やPPTの準備を丁寧にすることで簡潔な説明の依頼をしました。

② 現場に応じた事例等の紹介を重点に関しては [テーマ案：S値評価関係] *

〈対処〉 制度や規制等は、最近、改訂された事項を重点に、現状や事例を織り込むことで行政(農水省、環境省)へ依頼したところ。

29年度は、重要な部分については、事例等の映像の挿入、文字や表の拡大など見易くする工夫等を求めました。

FAMICには検査機関の視点から使用現場に係る話題、魚毒性分類(abc)に代わるS値評価と注意事項について、経過などを含めて依頼しました。

現場に応じた事例としては、農耕地分野& 緑地・ゴルフ場分野に共通する農薬使用時安全の遵守として、保護マスクの適正な選択・着用について実演を含むとして、(一社)日本くん蒸技術協会(マスク研究会)に依頼しています。

講師の方には、時間的に余裕のあるパワーポイントの点数での説明、講演時間内での質疑応答を依頼しています。

③ 管理士資格のメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町の入札に

「緑の安全管理士」の資格保有を要件に添えるように働きかけべきではないか *

〈対処〉 住宅地等の農薬散布に係る平成25年4月に農水省(消費・安全局長)及び環境省(水・大気環境局長)連名通知にて、「当該業務の実質上の責任者が緑の安全管理士等の資格を有していることを入札の要件として規定する」などの取組事例として、通知には既に明記されていること。

資格認定研修会の受講者には、上記通知に沿った入札要件を満たすために「緑の安全管理士」を取得したいとの造園業者の割合が増加(注)していること。また、入札要件を満たすための再取得要望者が4名(7/13現在)。

[注] 25年度:29%、26年度:45%、27年度:43%、28年度:21%]

④ 資格更新の受講料に関しては *

〈対処〉 更新時に受講料(20,200円)として納付いただいておりますが、年会費として試算すると4,000円×5年間分相当となります。

内訳は①更新研修に係る受講案内経費、資料代、講師料(旅費等)会場借用料、②更新者への認定証書等の作成・送付料などの直接的な経費、及び③毎年度の研修会案内(同資料代等)、④「みどりのたより」(年3回)の作成・送付料などの間接的な経費を合算すると実費ベースでも4,000円/年以上で、収支決算・予算(前々頁別表)の赤字は協会法人会計から補填しています。

⑤ 支部大会の収支報告では、例年赤字で計上されているが最終的にはどのように処理されているのか。

〈対処〉 「(公社)緑の安全推進協会」本体の法人会計より負担することで事業を運営しています。

⑥業務等の都合があるので支部での開催回数は関東地区と同様に2回に分けることで参加を容易にできないかに関しては *

〈対処〉関東地区は、対象の管理士数が28年度で1,205名(更新対象は207名)のため2回に分けざる得ないこと。

経費負担(更新料)を抑える上からも1研修会場は100名内外の開催規模としていること。なお、業務等との都合については、年間の研修日程のご案内を早期(29年度:3月末にHP・会報)掲載することで、管理士の方々には業務等の調整によるご理解と協力をお願いします。

[解説:会場の準備と会場使用料について]

(1)各研修会場は、ほぼ1年前(11月～翌1月)には予約が必要、予約を確認後に7支部全体(8会場)の研修日程を策定。

(2)予約人数は、各支部の過去5年間の最多出席人数を参考にプラス1割程。

(3)3月末頃に、全体の研修会日程(案)を各支部長へ連絡、併せて、「みどりのたより」と、協会HPに掲載。

(4)9月末の各管理士の届出住所(約3,000名)を基に、更新対象者・約600名と支部大会内対象・約2,400名に、研修履歴に応じたご案内を郵送。

(5)関東支部①②における過去5年の例では

出席との回答者は250～350名、当日の出席者は220～320名と100名程の巾があることから、これに対処できる「つつじホール(収容402名)」を利用している現状にご理解とご協力をお願いしたい。

(6)会場使用料(28年度実績)

・ホテル利用:11.7万円～12.2万円

・会議室施設:7万円～20.5万円

⑦途中退席者(多く見受けられるとの指摘)の容認は管理士の資格に対する信頼が損なわれるので出席確認は最後とするなどの工夫が必要ではに関しては *

〈対処〉公益法人としての認定資格の更新に理解を求めるとともに、業務等との事前調整をお願いする上からも開催日程は3月には当協会HPへの公表。

要望の高いテーマ選定(28年度:無人へり関連)に努めるなど有意義な内容となることに努めています。退席が止む得ない場合は、その旨を書面で受付へ提出いただくなどを役員会では検討。[会場での注意喚起]

⑧狭隘な会場の解消、3人掛け机では椅子席に余裕が欲しいや席が狭い等については【名古屋会場は変更】 *

〈対処〉参加申込者数の1～2割増しを目処に3人(2人)掛け机での余裕ある席数での配置について、施設側と調整しています。

名古屋会場(名古屋企業福社会館)は、手狭となったためフジコミュニティセンター(旧 愛鉄連厚生年金基金会館)へ会場を変更しました。

⑨会場案内図が区画整備等によりランドマークが見当たらないについては *

〈対処〉該当する会場(大阪会場)については、29年度版では最新のアクセス情報を反映。28年度からは、全会場案内図にQRコードを付すことで携帯電子機器等での利便性の向上に努めています。

⑩開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げ要望に関しては *

〈対処〉プログラムは各支部共通(北海道を除く)とし、開始時間は13時から終了時間の16時45分については、事務局の持ち時間で調整して終了時間の厳守に努めています。

札幌会場は、安全協北海道支部の協力を得て、開始を12:30から13:00へ終了も15:50(前年15:00)へ移行しました。

⑪更新時の「認定証(カード)」返納は、県等の入札や研修会参加に不便に関しては

〈対処〉—資格更新時の「認定証(カード)」返納手続きを廃止へ—

防除作業や入札、府県等の研修会などでの認定証の提示、または、写しの提出が求められる現状などに適切に対処するため、平成29年度からは、更新研修会場では『認定証(カード)』に出席印を押印して返却します。

新規「認定証(カード)」を受領後、旧認定証は各管理士で廃棄して下さい。

なお、有効期限が切れている旧「認定証(写を含む。)」を用いることがないように取扱には十分注意して下さい。

⑩ [役員会での補足 (九州・JR博多シティ会議室の車利用者へ)]

九州・天神会場は、先約のためJR博多駅に併設の「JR博多シティ会議室」に変更したことで車利用者への便宜が問われました。

JR博多駅は、高速バス等の博多バスターミナルが隣接、周辺駐車場一覧では、13カ所で3千台程が利用できる立地条件でした。

<https://www.jrhakatacity.com/access/>

<http://www.yodobashi.com/ec/store/map/0088/index.html>



(3) 第39回 資格認定研修会 [12/6～8:アーバンネット神田カンファレンス]

「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」資格認定研修会は、平成29年12月6日(水)～8日(金)の予定。募集定員は100名、受講料は41,000円。

(4) 認定審査会 (①H29/12/15 ②H30/3/9)

当緑安協の認定研修会修了者および日本植物防疫協会の研修会修了者を対象に「緑の安全管理士」資格の認定審査、認定者は協会HPに掲載(2週間程度)。

(5) 特別研修会

平成29年度からは、特別研修会の適切な研修テーマが得られるかなどを踏まえて1カ所程度で開催予定。

なお、テーマは緑地・ゴルフ場分野の「緑の安全管理士」を主対象とできる内容とし、その他の防除業関係者・行政機関等の参加を案内します。

3. 事務局からの連絡とお願い

(1) 会報「みどりのたより」の発行

会報は年 3 回発行予定、配布は全管理士 2,989 名(28 年度:2,939 名)、国・都道府県の関係部局(含試験場・防除所)、FAMIC など約 3,200 ケ所に配布予定。

緑の安全管理士の活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てるため、会員へのご意見、記事の投稿を呼びかける。

(2) メールマガジンの発信と受信設定について

メールアドレス登録管理士 667 名(同 818 名)には、農薬登録、病害虫の発生予察等の情報をメルマガとして提供する。メールアドレスの登録を推進する。

資格認定(更新)受講申込書に記入の方、別途、登録手続きをされた方は不要。

【受信メールの設定について = 登録しているがメールが届いてない方】

発信メールアドレス(midori-kanrishi@midori-kyokai.com)がメールフィルターなどの機能により送達されていない事例(リジェクトメール)がありますので、登録されている方は、メール設定にご留意下さい。

(「midori」が不適切?な名称として認識・処理されているようです・・・)

(3) 勤務先や住所等が変更となった場合 [届出書:協会 HP、本巻末に掲載]

みどりのたより・研修会案内などは、管理士個々の届出の所属先に送付していますが、宛先不明が連続(2回を目途)する場合は、発送は停止しています。

勤務先・住所など届出事項に変更があった場合は、FAX・電子メール等で速やかに事務局までご連絡下さい。発送を停止している場合は再開します。

(4) 「緑の安全管理士」認定証の再発行[再発行願い:協会HPに掲載、本巻末に掲載]

認定証の再発行を希望される方は、「再発行願い」の様式に、ご記入の上、写真2枚、を添えて事務局まで提出して下さい。

再発行料金(3,000円)は、再発行した「認定証」に同封の郵便・払込票をご利用下さい。不明な点は事務局にお問い合わせください。

4. 資格更新時の「認定証(カード)」返納手続きの廃止について

資格更新者への新規「認定証(カード)」の発送は、旧『認定証(カード)の返納確認後としていましたが、平成 29 年度からは、会場では出席確認印を押印して返却しますので、新規の「認定証(カード)」を受領後、旧認定証は各管理士で廃棄などに改めることとします。

<改訂の背景>

- イ. 未返納者の返送処理や紛失届の提出催促などの事務処理の簡素化。
- ハ. 防除作業や入札、府県等の研修会などで認定証の提示、または、写しの提出が求められる現状などに適切に対処するため。

<注意点>

:「認定証(カード)」に明記の有効期限が切れている 旧「認定証」を用いることがないように留意して下さい。

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1. 第28回通常総会開催

平成29年6月22日、通常総会を開催し、平成28年度事業および決算、役員補欠に伴う選任について協議し、理事会提案とおり承認されました。

〈平成29年度(公社)緑の安全推進協会役員名簿(理事・監事)〉 平成29年6月22日

役職	氏名	所属会社・団体
会長	齊藤 登	(公社)緑の安全推進協会
副会長	西本 麗*	農薬工業会 会長
〃	小林 由幸	(株)ロイヤル・グリーン・メンテナンス 代表取締役社長
専務理事	内田 又左衛門	(公社)緑の安全推進協会
理事	宇野 彰一*	全国農薬協同組合 理事長
〃	中島 正成*	クマイ化学工業(株) 取締役 国内営業本部長
〃	小田 敏晴	全国農業協同組合連合会 肥料農薬部次長
〃	廣瀬 薫	(株)ニチノー緑化 代表取締役社長
〃	壇 辻 寛 和	住友化学園芸(株) 代表取締役社長
〃	姫島 正樹	ダウ・ケミカル日本(株) 日本・韓国 登録部長
〃	細川 寛治	(株)理研グリーン 代表取締役社長
〃	新井 清司*	三井化学アグロ(株) 取締役専務執行役員
監事	小西 敏之	小西安農業資材(株) 代表取締役社長
〃	阪本 剛	農薬工業会 専務理事

*新任

2. 資格認定研修会の受講者募集

「緑の安全管理士」資格認定研修会は、平成29年12月6日(水)～8日(金)に東京・内神田で実施。受講者の募集は8月末頃から100名(先着順)。資格認定研修会案内(受講申込書等)は、協会HPに8月末に掲載予定。(留意事項:受講希望者へは、近隣の宿泊施設の確保を促すなど。)



3. 講師派遣事業 (別紙「都道府県別・年度別推移」)

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民の研修会等へ要請を受けて、平成28年度は190回(前年:166件)講師を無償で派遣しています。

緑地・ゴルフ場分野の講師陣として充実・強化(14人)しているので、研修会や勉強会などを希望・企画されている方には積極的にご紹介してください(緑地・ゴルフ場分野は13件(前年:12件))。

28年度の新規要請は32件、派遣できる研修会の規模(参集人数)は30名以上を目安としていますが、派遣の時期・内容等の調整には2ヶ月程が必要です。

講師派遣の詳細、申込書式はホームページに掲載しています。



4. 農薬電話相談室 [相談電話:03-5209-2512]

4. 農薬電話相談室 [相談電話:03-5209-2512]

農薬に関する疑問や質問のほか「この問題は、何処に問合せたら良いか？」などについても電話相談に無償で応じていますので気軽にお尋ね下さい。

可能な限りお調べした上でお答えしています。



5. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」

農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成して、知識普及・啓発に関わる講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントで活用いただいています(無償提供、送料も協会負担)。

(28年度実績:リーフレット13種類、280カ所、212千枚(前年:320ヶ所、219千枚))

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会のHPにサンプルを掲載。

[サンプル:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

[リーフレット送付申込書:<http://midori-kyokai.com/pdf/leaflet-order.pdf>]



6. 「グリーン農薬総覧2017年総合版」(発行済:3月上旬)[注文用紙:協会HPに掲載]

総合版と追補版は隔年で交互の刊行、本総合版は平成28(2016)年1月～12月における新規登録、適用拡大、失効等の変更など最新の登録情報を基に登録農薬の全てに登録番号と適用作物名を記載するとともに、樹木類の病害虫及び雑草に登録のある農薬を対象分野別に整理し、加えて、家庭園芸用の品目についても充実を図っています。

協会HP・出版物案内に概要のサンプルをPDFで紹介、注文書はダウンロードしてFAX(03-5209-2513)できます。



7. 緑の安全管理士に係る届出書式等

(1) 「緑の安全管理士」認定証書および認定証 紛失等再発行願い

<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1605.pdf>



(2) 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書 (巻末資料)

<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1605.pdf>



(3) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」

・更新年次の更新研修会に出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。

資格の継続(更新)を希望される方は、以下の①～④を記載した「理由書」を提出いただくことで、次年度の更新研修会をご案内しています(1年遅れ扱い)。

・提出はFAX、メールで結構です。

<記載内容>

- ① 提出年月日
- ② 管理士番号、氏名、所属
- ③ 出席できなかった理由
- ④ 資格の継続を希望する旨

『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人 緑の安全推進協会内
緑の安全管理士会 事務局 御中

住所、連絡先(勤務する事業所、所属会社等)等が変更になりましたので、お届けいたします。

届出日 平成 年 月 日 認定番号(No.)
氏 名()
変更前の勤務先()

※ 下記の変更事項に○をつけてください。

① 会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 (ゴルフ場の方はゴルフ場名 を記入)		2.経営母体名 (ゴルフ場の方のみ記入)
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
勤務先の所在地 (郵便の送付先を記入)	〒(—)必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	
5.自宅住所等	〒(—)必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	

☆ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください(特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

- 「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください (FAX 可)。
- 当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513
E-mail：midori@midori-kyokai.com

平成29年度「緑の安全管理士」資格更新研修会(兼支部大会)－(日程案)－

2017/6/27

支部名	開催日時	開催場所・住所	電話・FAX
北海道	29年11月24日【金】13:00～15:50 [受付:12:00～]	ホテル札幌ガーデンパレス(2F 丹頂の間) 〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 http://www.hotelgp-sapporo.com/access/index.html	TEL 011-261-5311 FAX 011-251-2938
東北	12月1日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	ホテル白萩(2F 錦の間) 〒980-0012 仙台市青葉区錦町 2-2-19 http://www.hotel-shirahagi.com/access.html	TEL 022-265-3412 FAX 022-265-3462
関東・甲信越①	12月12日【火】13:00～16:45 [受付:12:00～]	北とびあ(3F つつじホール) 〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 (財)北区文化振興財団 北とびあ http://www.hokutopia.jp/access/	TEL 03-5390-1100 FAX 03-5390-1147
関東・甲信越②	*30年 1月26日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]		
東海・北陸	【会場変更】 11月27日【月】13:00～16:45 [受付:12:00～]	フジコミュニティセンター(4F) (旧 愛鉄連厚生年金基金会館) 〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18 http://www.fujicommunitycenter.jp/access/	TEL 052-481-5541 FAX 052-481-5542
近畿	*30年 1月19日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	新梅田研修センター(2F Lホール) 〒553-0003 大阪市福島区福島 6-22-20 http://shin-umeda.temmacenter.com/index.html	TEL 06-4796-3371 FAX 06-4796-3378
中国・四国	*30年 1月18日【木】13:00～16:45 [受付:12:00～]	オルガホール(B1F ホール) 〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7 http://www.offersweb.co.jp/s/map/map283.html	TEL 086-256-7244 FAX 086-256-2519
九州・沖縄	【会場変更】 *30年 1月17日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	JR博多シティ会議室(10F 大会議室) 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 1-1(JR博多駅) https://www.irhakacity.com/communicationspace/	TEL 092-292-9258 FAX 092-292-9362

平成29年度「緑の安全管理士」資格認定研修会－(日程案)－

研修会名	開催日時	開催場所	電話
第39回認定研修会	29年12月6日(水)10:00 ～8日(金)16:40 [受付:09:30～]	アーバンネット神田カンファレンス(2階 2A会議室) 〒101-0047 東京都千代田区区内神田3-6-2 http://kanda-c.jp/access.html	TEL 03-3526-6800

みどりのたより

第69号

発行日 平成29年7月13日

発行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田3-3-4（全農薬ビル5階）

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : //www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com



[バックナンバー]

